

押印等見直し方針

1 基本方針

本市の行政手続における個人及び事業者の負担の軽減及び利便性の向上並びに内部手続における事務の効率化を進めるため、「地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和2年12月18日付け内閣府発出）」に基づき、これらの手続における押印等の見直しを行うことにより、もってデジタル化の推進に向けた環境整備を図る。

2 用語の定義

- (1) 行政手続 個人及び事業者から本市に対し行う申請、届出、報告等における手続をいう。
- (2) 内部手続 本市の内部における人事手続、会計手続及び意思決定手続（決裁等）をいう。
- (3) 署名 自己の氏名を自署することをいう。
- (4) 記名 自己の氏名を記載することをいう。
- (5) 押印等 「押印」、「記名及び押印」、「署名」、「署名及び押印」並びに「署名又は記名及び押印」をいう。
- (6) 法令等 法律、政令、省令等をいう。
- (7) 条例等 条例、規則、規程、要綱、要領等をいう。
- (8) 登記印 法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑（代表者印）をいう。
- (9) 登録印 印鑑登録制度において登録した印鑑（実印）をいう。
- (10) 認印 登記印及び登録印以外の印鑑をいう。

3 見直しの対象

行政手続及び内部手続において、個人及び事業者に求めている押印等とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 法令等又は条例等（本市のものを除く。）により求められている押印等
- (2) 他の団体から求められている押印等
- (3) 契約書（契約書としての性質を備えている協議書、協定書、覚書、請書等を含む。）における押印等

- (4) 市が当事者の一方とならない診断書、証明書等における押印等
- (5) 現在の行政手続及び内部手続において、印鑑証明書の提出と共に求めている登記印又は登録印の押印（改めて手続の性質等を検討し、他の手段により代替が可能と判断されるものを除く。）
- (6) 現在の行政手続及び内部手続において求めている署名（併せて記名又は押印を求めているもの及び改めて手続の性質等を検討し、他の手段により代替が可能と判断されるものを除く。）
- (7) 本市の公文書における公印の押印

4 見直し基準

- (1) 「押印」又は「記名及び押印」のみを求めているもの

ア 条例等（本市のものに限る。）に根拠がなく押印を求めている場合及び条例等（本市のものに限る。）に根拠があったとしても認印による押印を求めている場合における押印は、原則廃止とする。ただし、認印による押印のうち、虚偽の届出等があった場合に、回復困難な権利侵害が生じる等、厳格な本人確認を求める特段の事情がある場合は、所管部署において、代替手段を検討の上、行政課に相談すること。

イ 条例等（本市のものに限る。）に根拠があって求めている登記印又は登録印による押印であっても、押印を求める趣旨の合理的な理由の有無について検討し、合理的な理由が乏しいものは廃止とする。

また、合理的な理由があるものについても、他の手段により代替することができるか検討し、代替手段のあるものは廃止とし、代替手段のないものは登記印又は登録印の押印だけでなく、印鑑証明書の添付を求めることとする。

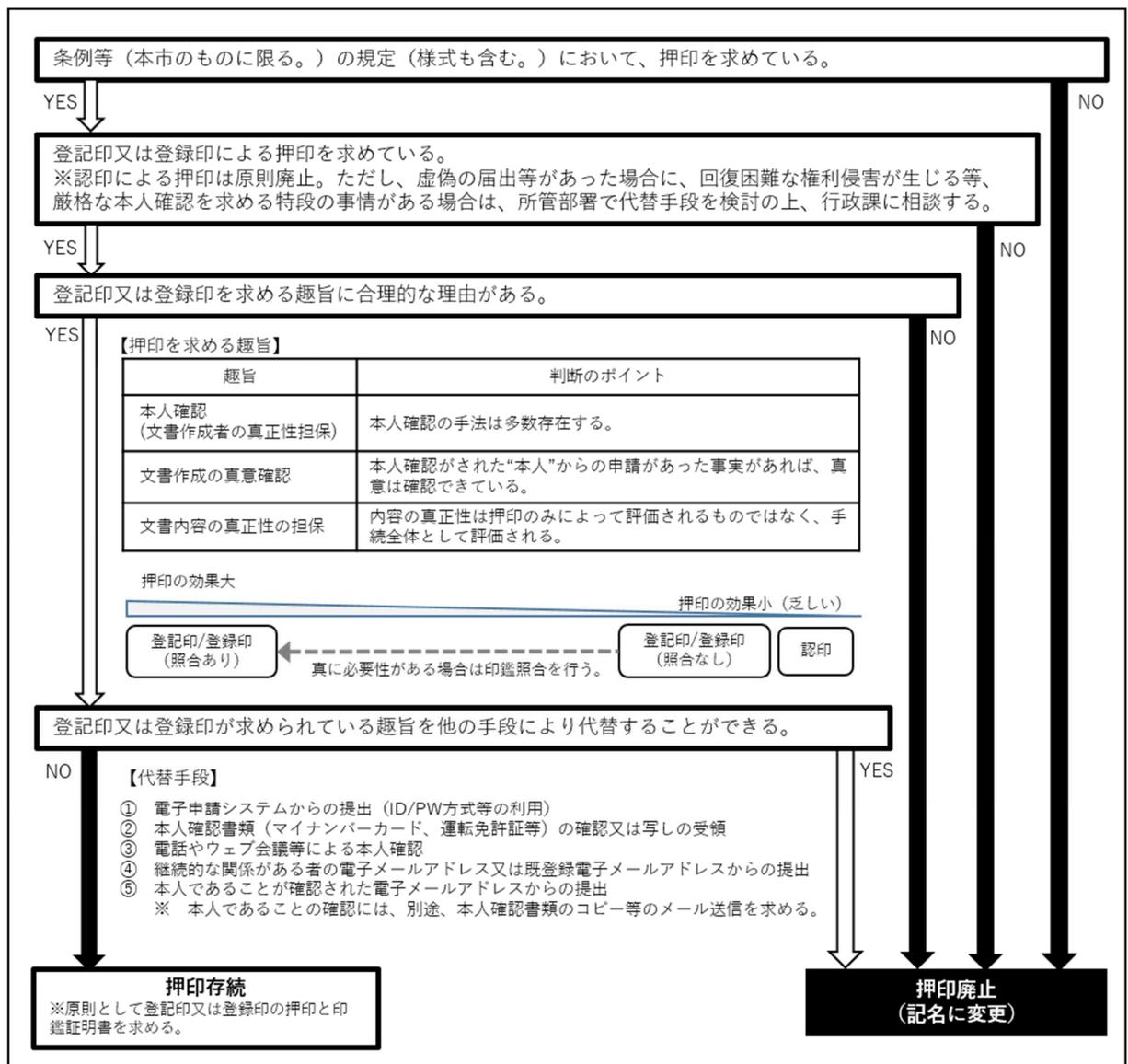
【押印を求める趣旨】

趣旨	留意事項
本人確認 （文書作成者の真正性担保）	本人確認の手法は多数存在する。
文書作成の真意確認	本人確認がされた“本人”からの申請があれば、真意は確認できている。
文書内容の真正性の担保	内容の真正性は押印のみによって評価されるものではなく、手続全体として評価される。

【押印を求める趣旨の代替手段】

- ① 電子申請システムからの提出（ID/PW方式等の利用）
- ② 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の確認又は写しの受領
- ③ 電話やウェブ会議等による本人確認
- ④ 継続的な関係がある者の電子メールアドレス又は既登録電子メールアドレスからの提出
- ⑤ 本人であることが確認された電子メールアドレスからの提出（本人であることの確認として、メール添付による本人確認書類の提出を求める。）

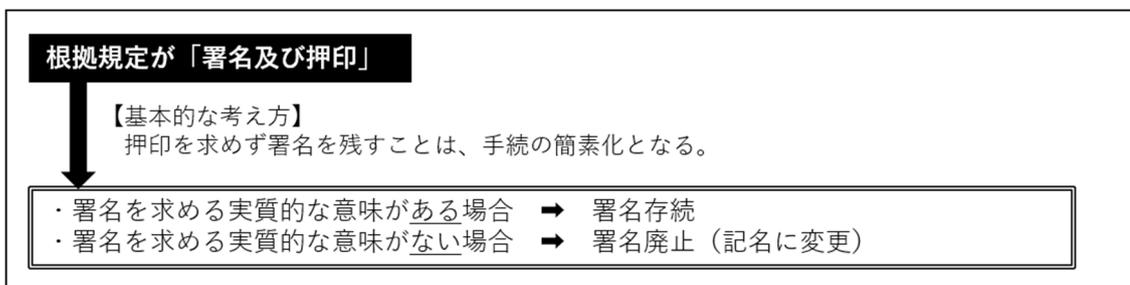
【判断フロー】



(2) 「署名及び押印」を求めているもの

原則として押印は廃止する。なお、署名については、署名を求めることに実質的な意味があるものは、署名を存続することとし、実質的な意味がないものは、記名とする。

【判断フロー】



(3) 「署名又は記名及び押印（認印可）」を求めているもの

認印による記名押印により代替が可能とされてきた署名については、原則として記名とする。ただし、手続の性質、実情等に即して改めて検討した結果、署名を求める実質的な必要性がある場合は、申請者の負担増も考慮した上で、例外的に署名を残すことが認められる。

【判断フロー】

